

第3章 地域公共交通計画の内容

1 地域公共交通計画の基本的な方針

(1) 本市の交通将来像

- 上位・関連計画や現状分析を踏まえ、これまでの取組により形成してきた地域公共交通ネットワークを今後も持続的なものとする中で、「誰もが移動しやすいまち清須」を目指します。

清須市の交通将来像

誰もが移動しやすいまち清須

(2) 計画の基本方針

- 本市の交通将来像として掲げている「誰もが移動しやすいまち清須」の実現に向けて、以下のとおり3つの基本方針を定めます。

「誰もが移動しやすいまち清須」の実現に向けて	
基本方針Ⅰ	既設の鉄道網を生かした地域公共交通ネットワークの形成
基本方針Ⅱ	地域公共交通を利用しやすい環境整備の推進
基本方針Ⅲ	地域公共交通事業推進のための関係者の連携

基本方針Ⅰ 既設の鉄道網を生かした地域公共交通ネットワークの形成

- 本市は総面積1,735ha、東西約5.5km、南北約8.0kmとコンパクトなまちであり、市内には複数の鉄道駅があるという強みがあります。
- この特性は引き続き今後も生かしていくべきものであり、この点を踏まえて、コミュニティバスを中心とした市内移動の利便性向上を図ります。

- また、福祉施策や観光施策と連携しながら、コミュニティバスを補完するための取組を推進します。

基本方針Ⅱ 地域公共交通を利用しやすい環境整備の推進

- 平成30年度に実施した市民満足度調査では、コミュニティバスを利用したことがある市民の割合は16.0%にとどまっています。このことを踏まえ、今後は、地域公共交通ネットワークの形成に加えて、地域公共交通を利用しやすい環境整備を推進し、地域公共交通を利用する人の増加を図ります。
- 特に近年は、日本国内でバス情報のオープンデータ化の動きが急激に進んでおり、本市としても、バス情報を民間企業等に活用してもらうことを念頭に置きながら、オープンデータの作成・提供に向けた取組を進めます。

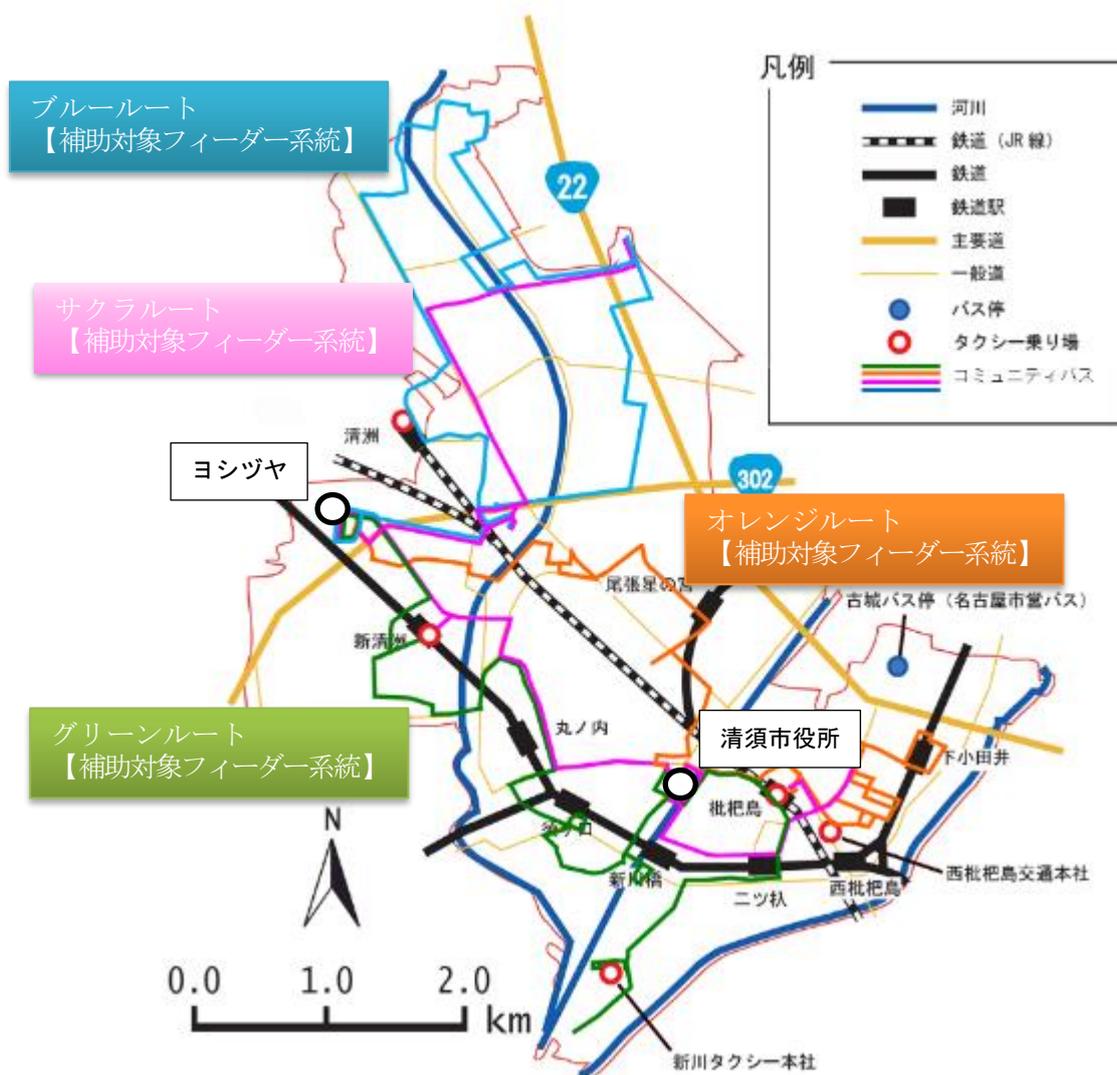
基本方針Ⅲ 地域公共交通事業推進のための関係者の連携

- これまでにも、地域公共交通会議の開催などを通じて、市民、交通事業者などとの連携を図ってきたところですが、少子高齢化の進行など社会経済情勢が変化する中であっても、地域公共交通を確保・維持していくために、引き続き市民、交通事業者などの多様な関係者と連携を図りながら、協働して地域公共交通事業の推進に取り組めます。

(3) 地域公共交通確保維持事業

【地域公共交通における位置づけ・役割】

位置づけ	系統	役割	確保・維持策
広域幹線	各鉄道路線	都市拠点から市外への広域交通を担う。	支線との接続状況に配慮することで一定以上の需要を確保
支線（市内交通）	コミュニティバス ・オレンジルート ・グリーンルート ・サクラルート ・ブルールート	市内各地域を運行し、軸となる広域幹線や地域拠点と接続する。	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す。



地域公共交通の概要図

【地域公共交通確保維持事業の必要性】

- オレンジルートは、地域拠点であるヨシヅヤ清洲店より南側の区域のうち主にJRの北側を運行し、買物に利用されるほか、清洲城、あいち朝日遺跡ミュージアム等の観光施設への移動手段を担う。また、ヨシヅヤ清洲店や清須市役所では他ルートと、枇杷島駅では広域幹線と接続し、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- グリーンルートは、地域拠点であるヨシヅヤ清洲店より南側の区域のうち主にJRの南側を運行し、鉄道駅が多くスーパー銭湯もあることから、買物や通院だけではなく多様な目的での移動を担う。また、ヨシヅヤ清洲店や清須市役所では他ルートと、枇杷島駅や須ヶ口駅等では広域幹線と接続し、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- サクラルートは、市内中央を縦断するようになり、幹線的な役割を果たす。また、ヨシヅヤ清洲店や清須市役所では他ルートと、枇杷島駅や新清洲駅等では広域幹線と接続し、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- ブルールートは、春日地区を循環運行し、主に買物や通院等を目的とした地域の移動手段としての役割を担う。また、ヨシヅヤ清洲店では他ルートと、清洲駅では広域幹線と接続し、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

2 計画の区域

- 計画の区域は、清須市内とします。

3 計画の期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
- ただし、あしがるバス事業を核とする地域公共交通の充実は、まちづくりとも連動した中長期的な視野に立って取り組むべき課題であることから、5年間の計画期間は、あくまでもその進捗管理や実行性の担保といった観点から設定するものであり、計画期間終了後の継続性等について十分考慮することとします。

4 地域公共交通計画の目標・達成指標・実施施策・効果

(1) 計画の目標・達成指標・実施施策・効果

- 1で掲げた基本方針に即して、目標、達成指標及びそれを達成するために実施する施策並びにその効果を次のとおり設定します。

基本方針	目標	達成指標
I	①あしがるバスを核とした移動利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道との乗継を考慮したあしがるバスのルート設定 ・あしがるバスの収支率 ・あしがるバスを利用したことがある人の割合 ・あしがるバスの利用者数（年間） ・あしがるバスの利用者数（1便あたり） ・市の財政負担額（利用者1人あたり）
	②鉄道・バスを利用できない障害者・要介護者等を対象とした移動手段（STS※）の確保	・タクシー料金助成制度の継続実施
		・福祉有償運送制度の継続実施
③市内観光施設を巡る移動手段の確保	・レンタサイクルの利用者数（年間）	
II	④地域公共交通に関する積極的な情報発信	・あしがるバス利用促進イベント等の開催回数
		・あしがるバス一日無料デーの参加者数
		・コミュニティバス乗り方教室の開催回数
		・タクシーに関する情報発信
	⑤地域公共交通サービスの充実	・バスロケーションシステムの運用
		・バス情報のオープンデータ化
⑥安心・安全かつ円滑・快適に利用できる駅前環境の整備	・自転車等放置禁止区域の見回りの実施	
	・土地区画整理事業の推進	
III	⑦市民・交通事業者・行政の協議の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議の開催回数 ・地域公共交通会議への市民委員の参加
	⑧市民ニーズの把握	・市民アンケート調査等の実施

※ STS (Special Transport Service スペシャル・トランスポート・サービス) とは、障害者、要介護者等の移動制約者を対象とした個別輸送サービスの総称。

第3章 地域公共交通計画の内容

実施施策（実施主体）	効果
①あしがるバスの運行 （市・あしがるバス運行事業者）	自家用車等を利用できない人の日中の交通手段を確保するとともに、市内の移動利便性の向上が期待できる。
②あしがるバスのルート・ダイヤの最適化 （市・あしがるバス運行事業者）	
③タクシー料金助成制度の実施（市）	鉄道やバスを利用できない人の移動機会を確保することができる。
④福祉有償運送制度の適切な運用 （市・NPO法人等）	
⑤レンタサイクル事業の実施（市・観光協会）	市内周遊型観光を推進し、地域の活性化に寄与することが期待できる。
⑥あしがるバス利用促進イベント等の開催 （市・市民・あしがるバス運行事業者）	地域公共交通への理解や関心を高め、利用を喚起することができる。
⑦あしがるバス一日無料デーの実施 （市・あしがるバス運行事業者）	
⑧コミュニティバス乗り方教室の実施 （市・学校・市民・あしがるバス運行事業者）	
⑨タクシーに関する情報発信 （タクシー協会・タクシー事業者・市）	
⑩ バスロケーションシステムの周知 （市・あしがるバス運行事業者）	地域公共交通の利用時における不安を解消できる。
⑪バス情報のオープンデータ化の推進 （市・あしがるバス運行事業者）	
⑫自転車等駐車対策事業（市）	安全・安心かつ円滑・快適に駅を利用することができる。
⑬駅前土地地区画整理事業（市・組合・市民）	
⑭地域公共交通会議の開催 （市・市民・交通事業者・関係団体）	より良い地域公共交通を目指して議論する機会を確保することができる。
⑮市民アンケート調査等の実施（市・市民）	市民や利用者のニーズを把握することができる。

(2) 事業別の詳細

基本方針 I	既設の鉄道網を生かした地域公共交通ネットワークの形成
--------	----------------------------

目標① あしがるバスを核とした移動利便性の向上

達成指標	データ取得方法	基準値	年次				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鉄道との乗継を考慮したあしがるバスのルート設定	—	実施	実施	→	→	→	→
あしがるバスの収支率(※1)	事業者からの実績報告より算出	11.0%	8.9%	→	→	→	→
あしがるバスを利用したことがある人の割合	市民満足度調査結果より測定	16.0%	—	基準値から上昇	—	基準値から上昇	—
あしがるバスの利用者数(年間)	事業者からの実績報告より算出	69,986人	85,300人	89,300人	93,200人	97,500人	101,100人
【参考】							
オレンジ		14,654人	16,200人	17,000人	17,800人	18,600人	19,400人
グリーン		22,339人	25,300人	26,500人	27,600人	29,000人	30,000人
サクラ		25,949人	27,600人	28,800人	30,000人	31,300人	32,300人
ブルー		7,044人	16,200人	17,000人	17,800人	18,600人	19,400人
あしがるバスの利用者数(1便当たり)(※1)	事業者からの実績報告より算出	5.6人	5.4人	5.7人	5.9人	6.2人	6.5人
【参考】							
オレンジ		4.8人	4.1人	4.3人	4.5人	4.7人	4.9人
グリーン		5.9人	6.4人	6.7人	7.0人	7.3人	7.6人
サクラ		6.9人	7.0人	7.3人	7.6人	7.9人	8.2人
ブルー		3.6人	4.1人	4.3人	4.5人	4.7人	4.9人
市の財政負担額(利用者1人あたり)(※2)	事業者報告書及び一般会計決算より算出	900円	—	—	866円	833円	800円

※1 平成30年10月に3路線から4路線に増加したことに伴い、令和2年度は基準値に対して値が減少する。

※2 令和4年度に目標を設定したため、基準値は令和3年度実績である。

実施施策① あしがるバスの運行

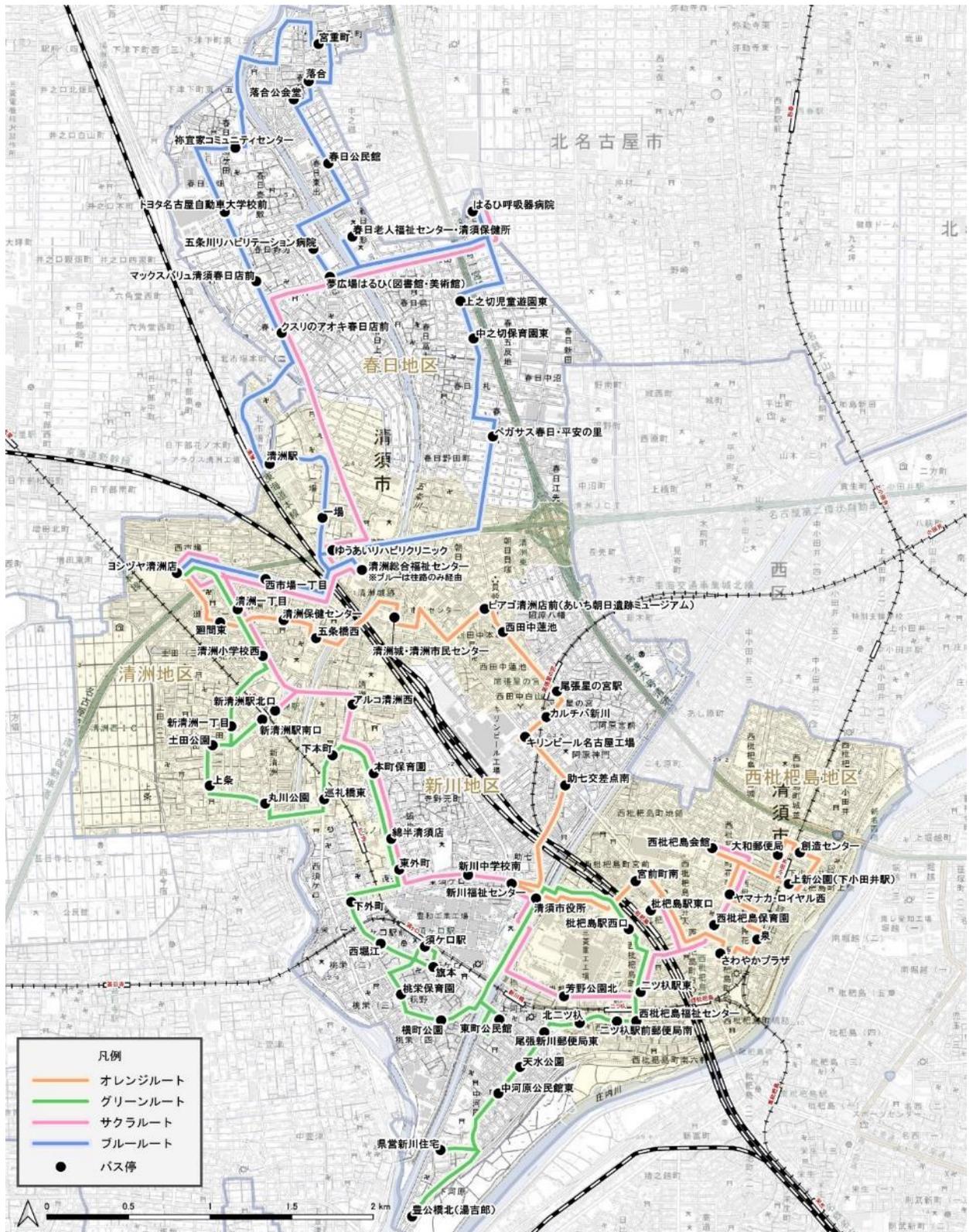
- 高齢者や主婦層等の移動制約者の日中の交通手段の確保を目的として、今後も継続的にあしがるバスを運行していきます。
- あしがるバスの運行主体候補者については、全系統を対象として、総合評価型プロポーザル方式により選定します。

実施施策② あしがるバスのルート・ダイヤの最適化

- あしがるバスについて、現在の4路線を基本としつつ、更なる利便性の向上に向けてルート・ダイヤの最適化を図ります。
- 市内に複数ある鉄道駅へのあしがるバスの乗り入れを継続し、ルート・ダイヤ改正時には、鉄道とあしがるバスの乗継を考慮したルート設定に努めます。
- ルート・ダイヤの最適化に向けては、市民アンケート調査等を随時実施し、市民のニーズを把握するとともに、実際の乗車状況を分析し、地域公共交通会議において協議します。

【地域公共交通確保維持事業に係る事業主体等】

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
オレンジルート (1便)	清洲市民センター	清須市役所	西枇杷島会館	4条乗合	路線定期運行	清須市 (運行は交通事業者 に委託)	フィーダー 補助 (車両購入 費補助を含む)
オレンジルート (2~11便)	西枇杷島会館	清須市役所	ヨシヅヤ清洲店				
グリーンルート (1~11便)	豊公橋北	清須市役所	ヨシヅヤ清洲店				
サクラルート (1~11便)	西枇杷島会館	ヨシヅヤ清洲店	はるひ呼吸器病院				
ブルールート (1便)	春日公民館	清洲駅	ヨシヅヤ清洲店				
ブルールート (2~11便)	ヨシヅヤ清洲店	清洲駅	ヨシヅヤ清洲店				



「きよす あしがるバス」の路線図

目標② 鉄道・バスを利用できない障害者・要介護者等を対象とした移動手段（STS）の確保

達成指標	基準値	年次				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タクシー料金助成制度の継続実施	実施	実施	→	→	→	→

実施施策③ タクシー料金助成制度の実施

- 障害者に対するタクシー料金等の助成制度を実施することにより、福祉の推進を図るとともに、外出機会の確保・増加を図ります。

達成指標	基準値	年次				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福祉有償運送制度の継続実施	実施	実施	→	→	→	→

実施施策④ 福祉有償運送制度の適切な運用

- 障害者や要介護者等に対する安全・安心な輸送サービス（STS）を確保するため、NPO法人等による福祉有償運送制度について、「清須市福祉有償運送運営協議会」における運送者への必要な助言・指導を通じて、適切な運用を図ります。

目標③ 市内観光施設を巡る移動手段の確保

達成指標	データ取得方法	基準値	年次				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
レンタサイクルの利用者数（年間）	貸出簿より算出	77人	150人	→	→	→	→

実施施策⑤ レンタサイクル事業の実施

- 市外からの観光を目的とした来訪者を対象とした域内での移動手段の確保と周遊型観光ツールとして、レンタサイクルを推進します。

基本方針Ⅱ	地域公共交通を利用しやすい環境整備の推進
-------	----------------------

目標④ 地域公共交通に関する積極的な情報発信

達成指標	データ 取得方法	基準値	年次				
		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
あしがるバス利用促進イベント等の開催回数	事業報告書より算出	2回	1回以上	→	→	→	→

実施施策⑥ あしがるバス利用促進イベント等の開催

- 毎年春に開催される春日五条川さくらまつりをはじめとする利用促進イベント等を開催し、あしがるバスの運行内容、利用方法等の周知を行います。

達成指標	データ 取得方法	基準値	年次				
		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
あしがるバス一日無料デーの参加者数	事業報告書より算出	383人	400人程度	→	→	→	→

実施施策⑦ あしがるバス一日無料デーの実施

- あしがるバス全ルート of 運賃を一日に限り無料にし、あしがるバスの認知度向上及び継続利用へのきっかけづくりを図ります。

達成指標	データ 取得方法	基準値	年次				
		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
コミュニティバス乗り方教室の開催回数	事業報告書より算出	2回	1回以上	→	→	→	→

実施施策⑧ コミュニティバス乗り方教室の実施

- コミュニティバス乗り方教室を実施し、児童及びその家族等へのあしがるバスの認知度向上及び利用するきっかけづくりを図ります。

第3章 地域公共交通計画の内容

達成指標	基準値	年次				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タクシーに関する情報発信	実施	実施	→	→	→	→

実施施策⑨ タクシーに関する情報発信

- 地域公共交通の一部を担うタクシーについて、きよす あしがるバス時刻表・全体ルート図にタクシー乗り場や電話番号を掲載するほか、市ホームページ等も活用し、タクシーに係る情報発信を行います。

目標⑤ 地域公共交通サービスの充実

達成指標	基準値	年次				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
バスロケーションシステムの運用	検討	運用	→	→	→	→

実施施策⑩ バスロケーションシステムの周知

- リアルタイムでバスの走行位置や到着目安を配信するバスロケーションシステムの周知に努め、利用者の積極的な活用を促します。

達成指標	基準値	年次				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
バス情報のオープンデータ化	調査・研究	→	→	検討	→	実施

実施施策⑪ バス情報のオープンデータ化の推進

- 本計画期間中のオープンデータ化の実施に向けた取組を推進し、地域公共交通全体の利便性向上を図ります。

目標⑥ 安心・安全かつ円滑・快適に利用できる駅前環境の整備

達成指標	基準値	年次				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自転車等放置禁止区域の見回りの実施	実施	実施	→	→	→	→

実施施策⑫ 自転車等駐車対策事業

- 駅における安全で快適な自転車等駐車環境の確保を推進するため、「清須市自転車等駐車対策基本方針」に基づき、JR清洲駅（稲沢市）の自転車等駐車対策を推進します。

達成指標	基準値	年次				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地区画整理事業の推進（JR清洲駅）	実施	実施	→	→	→	→
土地区画整理事業の推進（名鉄新清洲駅）	実施	実施	→	→	→	→

実施施策⑬ 駅前の土地区画整理事業

- 市内に拠点となる都市空間をつくり、市の活性化に貢献することを目指して、JR清洲駅及び名鉄新清洲駅における魅力的な空間整備を行います。

基本方針Ⅲ	地域公共交通事業推進のための関係者の連携
--------------	-----------------------------

目標⑦ 市民・交通事業者・行政の協議の場づくり

達成指標	データ 取得方法	基準値	年次				
		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
地域公共交通会議の開催回数	会議録より算出	3回	3回以上	→	→	→	→
地域公共交通会議への市民委員の参加	—	参加	参加	→	→	→	→

実施施策⑭ 地域公共交通会議の開催

- 定期的に地域公共交通会議を開催し、協議することで、行政と市民、交通事業者、関係団体が一体となって地域公共交通を推進します。

目標⑧ 市民ニーズの把握

達成指標	基準値	年次				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
市民アンケート調査等の実施	実施	実施	—	—	実施	—

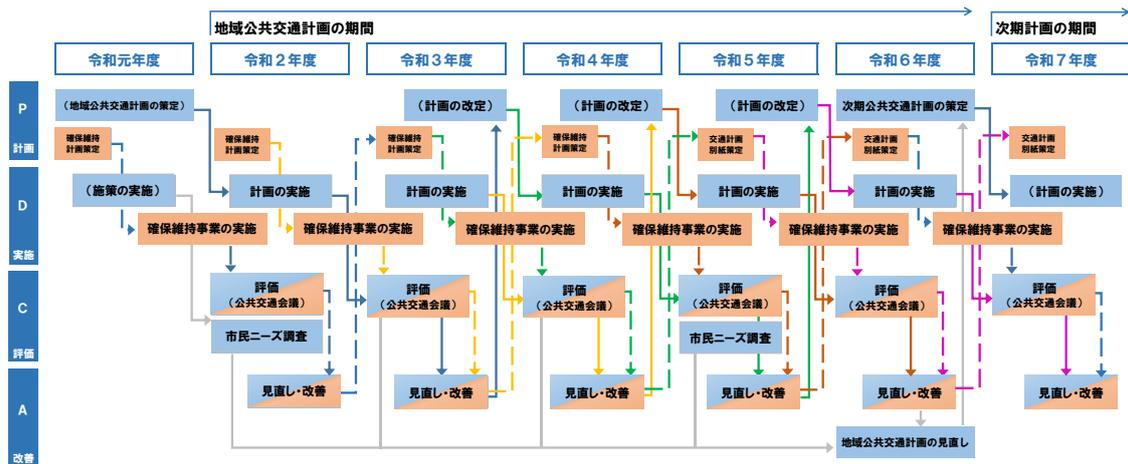
実施施策⑮ 市民アンケート調査等の実施

- ルート・ダイヤ改正や地域公共交通計画の見直しのため、適宜市民アンケート調査等を実施し、幅広い層の市民からのニーズを調査することで、行政と市民との連携を図ります。

5 地域公共交通計画の達成状況に関する評価

- 本計画の達成状況に関する評価は、次のスケジュールに基づき、清須市地域公共交通会議が進捗管理を行います。

地域公共交通計画（地域公共交通確保維持事業）のPDCAサイクル



毎年度の標準的なスケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域公共交通会議	【協議事項】 ・前年度の地域公共交通計画に係る取組状況の評価 ・翌年度の地域公共交通計画別紙(案)	◎					◎					◎
地域公共交通確保維持事業関係			◎ 次年度の計画認定申請				◎ 次年度の計画認定		◎ 当該年度の補助申請		◎ 当該年度の一次評価(自己評価)	◎ 当該年度の二次評価(有識者)
あしがらバス利用促進事業			◎ 市内小学校での乗り方教室				◎ 一日無料デー					◎ さくらまつりでの啓発
市の予算編成				◎ 概算要求					◎ 予算編成			● 予算議決